

## 司法行政文書の用紙規格及び左横書きについて

平成6年9月1日秘書第353号高等裁判所長官  
， 地方，家庭裁判所長，最高裁判所事務総局局課  
長，司法研修所長，裁判所書記官研修所長，家庭  
裁判所調査官研修所長，最高裁判所図書館長あて  
事務総長依命通達

裁判所において作成する司法行政事務に関する文書（以下「文書」という。）の用紙規格及び左横書きについて下記のように定めましたから，これによってください。

なお，簡易裁判所に対しては，所管の地方裁判所長から伝達してください。

### 記

#### 1 文書の用紙規格

文書の用紙規格は，日本工業規格のA列とする。ただし，A列の用紙によることが相当でないものは，この限りでない。

#### 2 文書の左横書き

文書は，左横書きとする。ただし，最高裁判所の規則その他左横書きとすることが相当でないものは，この限りでない。

#### 3 実施要領

この通達の実施に関する要領は，秘書課長が定める。

### 付記

#### 1 実施

この通達は，平成7年1月1日から実施する。

#### 2 通達の廃止

昭和60年10月1日付け最高裁秘書第352号事務総長依命通達「司法行政文書の左横書きの実施について」は，平成6年12月31日限り，廃止する。

#### 3 経過措置

会計に関する文書については，記1の定めは，平成7年4月1日から適用し，同年3月31日までの間，なお従前の例による。